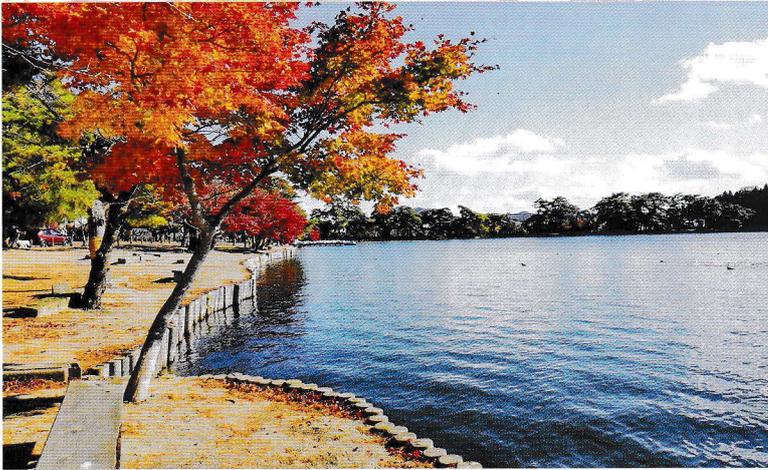


# 生衛ふくしま

2025.10  
VOL.175

●発行／(公財)福島県生活衛生営業指導センター 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階 ☎ 024-525-4085 FAX 024-525-4086



～松平定信公が1801年に造営した日本最古といわれる『南湖公園（白河市）』～

## 〈175号の内容〉

- 令和7年度衛生水準の確保・向上推進会議を開催
- 11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です
- 福島県食品生活衛生課からのお知らせ
  - ・入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
  - ・毒キノコによる食中毒にご注意ください
- 11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です
- 経営特別相談員研修会を開催しました
- 福島県生活衛生営業経営特別相談員の方々です
- 日本政策金融公庫からのお知らせ

- ・ 衛生基準の遵守に向けた自主的点検活動等の推進
- ・ 生衛組合に関する周知広報並びに経営改善及び利益向上に資する事業の推進
- ・ 生衛業のデジタル化促進並びに生衛組合を中心とする各種ネットワークの拡充及び活用の促進
- ・ 生衛組合における若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動活性化の促進
- ・ 事業者、消費者及び行政等との連携・対話の促進

毎年11月は生活衛生同業組合活動推進月間です  
【今年の重点活動項目】

生衛業における衛生水準の維持向上を図っていくために欠かすことのできない生衛組合の拡充及び活性化を図っていくために、業界、行政、日本政策金融公庫それに生活衛生営業指導センターが連携して取り組む11月の「生衛組合活動推進月間」に向けた活動内容について話し合ったための「衛生水準の確保・向上推進会議」を、7月28日(月)にホテル福島グリーンパレスにおいて開催いたしました。

今回は活動推進月間に向けた活動計画の確認のほか、指導センターの事務局局長より「生衛法の成り立ちと生衛組合の意義」と題して、戦後の生衛法制定に至るまでの経過と地域社会において生衛業や生衛組合が果たす役割について講演がありました。

令和7年度  
衛生水準の確保・向上推進会議を開催



業界の振興・発展を  
図ります!

消費者、利用者の利益を  
擁護します!

組合員の経営と利益を  
守ります!

高齢者の暮らしを支える活動をします!

行政に協力し、公衆衛生の  
向上を図ります!

大規模災害時に  
協力・支援をします!

生衛組合は消費者利益を擁護し、  
地域生活を支えます

～生衛組合の地域における社会貢献活動が注目されています!～

生活衛生業のみならずと生衛組合を支援します

公益財団法人福島県生活衛生営業指導センター

〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階

TEL : 024-525-4085 Fax : 024-525-4086

## 福島県食品生活衛生課からのお知らせ

### 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌が原因で起こる感染症です。

特に、多くの人々が利用する入浴施設でのレジオネラ症は、大規模な発生になる可能性があります。入浴施設の清掃・消毒などを適切に行い、レジオネラ症の発生を防止しましょう。

〈管理のポイント〉

浴槽の清掃	毎日完全に換水・清掃すること。循環ろ過し消毒している場合でも1週間に1回以上は実施すること。
浴槽水の水質検査	旅館業法施行条例、公衆浴場法施行条例等で定められた検査を必ず実施すること。
浴槽水の消毒	塩素系薬剤を使用し、遊離残留塩素濃度を定期的に測定して、通常 0.4 mg/l を保つこと。
ろ過器、循環配管	1週間に1回以上逆洗浄して汚れを排出するとともに、5～10 mg/l 程度の高濃度の塩素を含んだ浴槽水を循環させ消毒すること。
集毛器(ヘアキャッチャー)	毎日洗浄・消毒すること。
消毒装置	定期的に薬液の量を確認し、補給すること。また、送液ポンプが正常に作動しているか毎日確認すること。
貯湯槽	60℃以上を保ち、お湯を滞留させないようにすること。
気泡発生装置、打たせ湯等	エアロゾルが発生し、レジオネラ属菌を吸入するリスクが高くなるので、循環した浴槽水を使用しないこと。
シャワー	1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。シャワーヘッドとホースは6ヶ月に1回以上点検し、内部の汚れ等は1年に1回以上洗浄、消毒すること。

- 使用している設備等により必要な対応が異なります。詳しくは、厚生労働省ホームページ「レジオネラ対策のページ」を御確認ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>
- 御不明な点については、営業所を管轄する県保健福祉事務所に御相談ください。
- なお、中核市(福島市、郡山市、いわき市)の施設は、各市の保健所にお問い合わせください。
- また、令和7年4月1日から、浴槽水の水質基準の項目が、大腸菌群から大腸菌に変更になりました。適切な検査を行いましょう。



### 毒キノコによる食中毒にご注意ください



毎年9月から10月にかけては、全国的に毒キノコによる食中毒が発生しています。

県内では、令和6年11月に種類不明のキノコを使用した調理品(キノコの味噌汁)を喫食したことが原因で食中毒が発生しています。また、全国では、令和6年にキノコによる食中毒により1名死亡しています。

キノコの鑑別には、十分な経験と知識が必要です。**知らないキノコは、採らない・食べない・人にあげないを守り**、少しでも判断に迷う場合は食べるのをやめ、食中毒の予防に努めましょう。

なお、福島県内では一部の地域・種類を除き、採取される「野生キノコ」の出荷が制限されています。出荷が制限されている食品は、県ふくしま復興情報ポータルサイトから確認できますので、販売・加工等の際はご確認ください。

【ふくしま復興情報ポータルサイト】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/syukkaseigenn.html>

【食中毒の原因となる毒キノコの例 (写真提供: 福島県林業振興課、会津保健福祉事務所)】



クサウラベニタケ

ウラベニホテイシメジとの誤食が多い。食後15～30分後から吐き気、嘔吐、下痢を起こします。



ツキヨタケ

ムキタケ、ヒラタケとの誤食が多い。誤食すると、嘔吐、下痢、腹痛を起こします。



ドクササコ

カヤタケやナラタケと間違いやすい。手足の先端が赤く腫れ、激痛が1ヶ月以上続くことがあります。

## あかし 安全・安心な店の証

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、

**S**afety

安全であること

**S**anitation

清潔であること

**S**tandard

安心であること

**3つのSを約束します。**



美容店



理容店





一般飲食店



クリーニング店



めん類飲食店

● 11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

**私たちはSマークのお店です。**

主権：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター

生衛業のみなさまへ  
『地区相談会』のご案内

実施日時		会場
11月28日(金)	13:15 } 15:15	生涯学習総合センター 会津稽古堂 3F 研修室5
12月10日(水)		南相馬市民情報交流センター 1F 中会議室
R8 2月9日(月) 税務相談会		会津アピオ アピオスペース 2F 研修室

\* 2/9は、専門家（税理士）による税務相談会です。  
\* 全日程、お一組様、約30分間の個別相談会です。

## 結核

はまだ身近な病気で

1年間で(2023年)

10,096人

1,587人

新発症患者数  
死亡者数(概数)

身近な呼吸器感染症

予防しよう

早期発見

結核





せき・たんが2週間以上続いたり、微熱や体のだるさが続く場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

予防

呼吸器感染症






換気、手洗い・手指消毒などの基本的な感染対策が有効です。また、感染予防としてマスクの着用が効果的です。

厚生労働省 結核 検索

出典：厚生労働省HPポスター「予防しよう 早期発見 予防」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001316013.pdf>

## 『標準営業約款制度 [Sマーク] をご存じですか！』



標準営業約款制度は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣許可の約款に従って営業することを登録した『理容店』、『美容店』、『クリーニング店』、『めん類飲食店』、『一般飲食店』では、店頭でSマークを掲げています。登録店は安心・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。

## ～令和7年度経営特別相談員研修会を開催いたしました～

令和7年8月26日(水)ホテル福島グリーンパレスにおいて、令和7年度経営特別相談員研修会を開催いたしました。次の内容で各講師から講演いただきました。桑原講師からは特別相談員の役割や活動意義等についてご講演いただき、参加者からは参考になった旨の感想が多く寄せられました。

1) 生活衛生融資とその活用について  
日本政策金融公庫福島支店  
融資課長 高橋 真 氏

2) 生衛組合と経営特別相談員制度について  
元（公財）全国生活衛生営業指導センター  
研修部長 桑原 廣美 氏

3) 県内の生活衛生営業の現状について  
福島県食品生活衛生課  
主任主査 佐藤 和生 氏

4) 生衛業者のためのデジタル化の推進について  
（公財）福島県生活衛生営業指導センター  
事務局長 大島 正敏



## 令和7年度 福島県生活衛生営業経営特別相談員 名簿 (敬称略)

福島県知事から委嘱されました経営特別相談員の方々です。組合員のお店の衛生・融資・経理・労務などに関する相談を承っておりますので、組合員の皆様はお気軽にご相談ください。詳しくは、各生活衛生同業組合へお尋ねください。

業種	特相員氏名	住所	業種	特相員氏名	住所	業種	特相員氏名	住所
興行	鈴木 修典	いわき市	公衆浴場業	三浦 史朗	福島市	食肉	杉山 隆一郎	いわき市
クリーニング	菊田 克己	福島市	旅館ホテル	齋藤 利香子	福島市	すし商	太齋 武	福島市
	栗城 昭雄	会津若松市		阿部 雅徳	郡山市		鈴木 正継	いわき市
	佐久間 比出男	いわき市		鈴木 壽治	会津若松市		鈴木 平助	会津若松市
理容	白坂 欣充	福島市		木村 泰司	福島市		大塚 利光	須賀川市
	渡辺 辰夫	三春町		加藤 美由紀	二本松市	野木 彰	須賀川市	
	星 久	矢吹町		関場 智子	福島市	高野 豊	会津若松市	
	高橋 朋幸	会津若松市	菊地 大輔	福島市	高橋 真	福島市		
	下宮 聡	いわき市	平山 直人	いわき市	木幡 睦人	伊達市		
	岡田 裕一	相馬市	諷江 勉	郡山市	竹野 浩明	福島市		
美容業	影山 光子	郡山市	飲食業	藤田 長寿	郡山市	喫茶飲食	佐々木 康行	いわき市
	岩崎 和浩	福島市		早川 健児	郡山市		鈴木 大介	いわき市
	小田部 昌寛	郡山市		服部 幸介	郡山市		飯塚 昌保	いわき市
	原田 秀之	棚倉町		池田 弘子	会津若松市		富樫 雅人	いわき市
	薄 文克	会津坂下町		大沼 由弘	郡山市	中華飲食業	伊藤 哲雄	福島市
	石井 久二郎	いわき市		菅野 久美	福島市			
	佐藤 美幸	郡山市	古川 由明	白河市				

組合員のみなさまを応援!

# 日本公庫の 振興事業貸付

	借付資金	運転資金
ご融資額	1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内 (業種によって異なります)	5,700万円以内
ご返済期間 (ご返済期間)	20年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)
主たる利率(年利)※	特別利率C	基準利率

(注) 利率は、日本公庫のホームページの金利情報  
【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

「振興事業貸付」とは？

- 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただける融資制度です。
- 生活衛生融資の一般貸付よりも、融資条件(ご融資額、ご返済期間、利率等)が有利となっております。
- ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長(組合の長が委任した理事および支部長を含みます)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

ご相談は、日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業  
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

	(ナビダイヤル)	
福島支店	0570-008503	〒960-8031 福島市栄町6-6 (福島セントランドビル)
いわき支店	0570-008545	〒970-8026 いわき市平宇菱川町1-5
会津若松支店	0570-009386	〒965-0878 会津若松市中町2-35
郡山支店	0570-009629	〒963-8005 郡山市清水台1-6-21 (山相郡山ビル)

### 日本政策金融公庫 国民生活事業 福島県内4支店名簿 (令和7年8月1日現在 課長以上) (敬称略)

福島支店		いわき支店		会津若松支店		郡山支店			
役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
事業統轄	今村 潤	支店長兼事業統轄	新谷 宜史	支店長兼事業統轄	渡辺 誠吾	支店長兼事業統轄	宇埜 康平	融資第二課長	三浦 博之
副事業統轄 (総括担当)	牧本 茂樹	副事業統轄 (総括担当)	外山 真志	副事業統轄 (総括担当)	伊藤 信昭	副事業統轄	中谷 渉	総括第一課長	大木 裕子
融資課長	高橋 真	融資課長	田崎 真央	融資課長	原田 幹夫	融資第一課長	小高 慎平	総括第二課長	佐藤 匡史